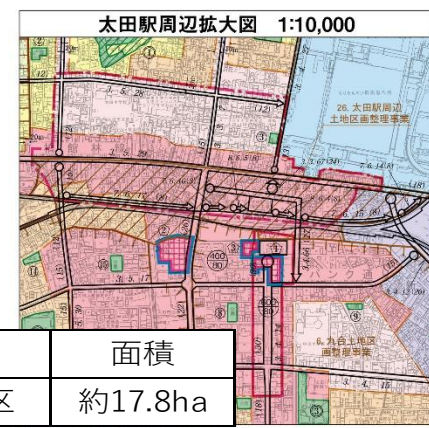
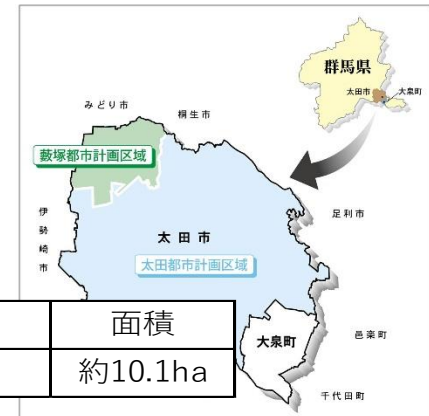


総括図

1:20,000 (A0)

1:56,000 (A3)

太田市都市計画図



用途地域	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	市街化調整区域	市街化区域	特別用途地域	高度利用地域	防火地域	準防火地域	市街地再開発事業	土地区画整理事業(施行予定)	土地区画整理事業(施行中)	土地区画整理事業(施行済)	工業団地造成事業	農政地区	都市計画公園・緑地	都市計画道路	立体交差	都市計画都市高速鉄道	地区計画	
面積	80	100	60	60	200	30	120	400	600	200	50	60	200	70	200	200	200	400	400	600	600	200	200	60	200	400	400	70	2,000
面積	189ha	33ha	59ha	62ha	97ha	105ha	54ha	37ha	122ha	67ha	111ha	8ha	665ha	148ha	133ha	747ha	10,850ha	2,097ha											

番号	地区名	面積
2	富若西地区	約10.1ha

番号	地区名	面積
3	新田東部工業団地第二地区	約28.5ha

番号	地区名	面積
1	東金井工業団地南地区	約17.8ha

凡例
地区計画変更区域

凡例		用途地域等区分		面積
---	都市計画区域境界	第一種低層住居専用地域	80	189ha
---	行政区境界	第一種中高層住居専用地域	100	33ha
---	市街化区域	第二種中高層住居専用地域	60	59ha
---	特別用途地域	第一種住居地域	60	97ha
---	特定用途制限地域	第二種住居地域	200	105ha
---	高度利用地域	準住居地域	30	54ha
---	防火地域	近隣商業地域	400	37ha
---	準防火地域	商業地域	600	122ha
---	市街地再開発事業	工業団地造成事業	200	67ha
---	土地区画整理事業(施行予定)	農政地区	600	111ha
---	土地区画整理事業(施行中)	都市計画公園・緑地	60	8ha
---	土地区画整理事業(施行済)	都市計画道路	200	665ha
---	工業団地造成事業	立体交差	200	148ha
---	農政地区	都市計画都市高速鉄道	50	133ha
---	都市計画公園・緑地	地区計画	70	747ha
---	都市計画道路		200	10,850ha
---	立体交差		400	2,097ha
---	都市計画都市高速鉄道			
---	地区計画			

(注)本図は、都市計画図の縮小を示すもので、その詳細については、太田市役所の設置用図書に準じてください。

太田都市計画地区計画の決定[太田市決定]

都市計画東金井工業団地南地区地区計画を次のように決定する。

名 称		東金井工業団地南地区地区計画
位 置		太田市東金井町の一部
面 積		約17.8ha
地区計画の目標		本地区は太田市の北東部に位置し、北関東自動車道太田桐生ICに近接するほか、国道122号に隣接しており、交通環境に恵まれた地域であるため、隣接する太田桐生IC周辺の産業団地とともに計画的に産業拠点の形成を図るべき地区である。 そこで、本市における基幹産業のさらなる発展・活性化に寄与しつつ、周辺環境とも調和した工業団地の形成を図ることを目標とする。
区域の整備、開発及び保全の方針	土地利用の方針	本地区は、IC周辺という交通優位性を活かした施設等を積極的に誘導するとともに、住環境や景観など周辺環境と調和の取れた産業拠点を目指す。
	地区施設の整備方針	本地区の健全な土地利用の増進、良好な地区環境の形成及び開発に伴う治水対策を図るため、地区内に道路、調整池を設置するとともに、個別の開発区域においても他法令に基づき緑地及び空地を適正に配置するように努める。なお、調整池については設置後、施設管理者により流出抑制機能が継続できるよう、良好な維持管理を行うものとする。
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ周辺環境との調和が図られるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度及び建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。
	その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針	工場の立地に際しては、敷地内の緑化及び緩衝帯としての緑地の設置に努める。
地区施設の配置及び規模	道路	道路A 幅員9m 延長約580m 道路B 幅員6m 延長約530m
	調整池	必要調節容量及び許容放流量、放流先の位置については、「都市計画法による市街化区域および市街化調整区域の区域区分と治水事業との調整措置等に関する方針について（昭和45年1月8日局長通達）」に則り協議した結果に基づくものとする。
地区整備計画	建築物等の制限	次に掲げる建築物を建築してはならない。 (1)カラオケボックスその他これに類するもの (2)神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3)老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (4)自動車教習所 (5)廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項に規定する一般廃棄物又は第4項に規定する産業廃棄物の処理施設(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理に供するものを除く。) (6)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第6項から第11項まで及び第13項のいずれかに規定する営業の用に供するもの(前各号及び建築基準法別表第2(わ)項に規定されるものを除く。)
	敷地面積の最低限度	1,000㎡ (ただし、公共の用に供するものについては、この限りでない。)
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱等の面から道路境界線又は隣地、緑地若しくは水路、調整池の境界線までの距離は、1m以上とする。(隅切り部分を除く。)

建築物等の高さの 最高限度	31m
建築物等の形態 又は色彩その他の 意匠の制限	建築物等の屋根・外壁等及び広告物は、美観を損なうような色彩、装飾を避け、周囲との調和を図るよう努めるものとする。

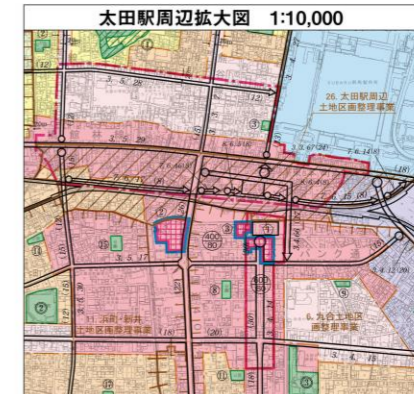
「区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

理由

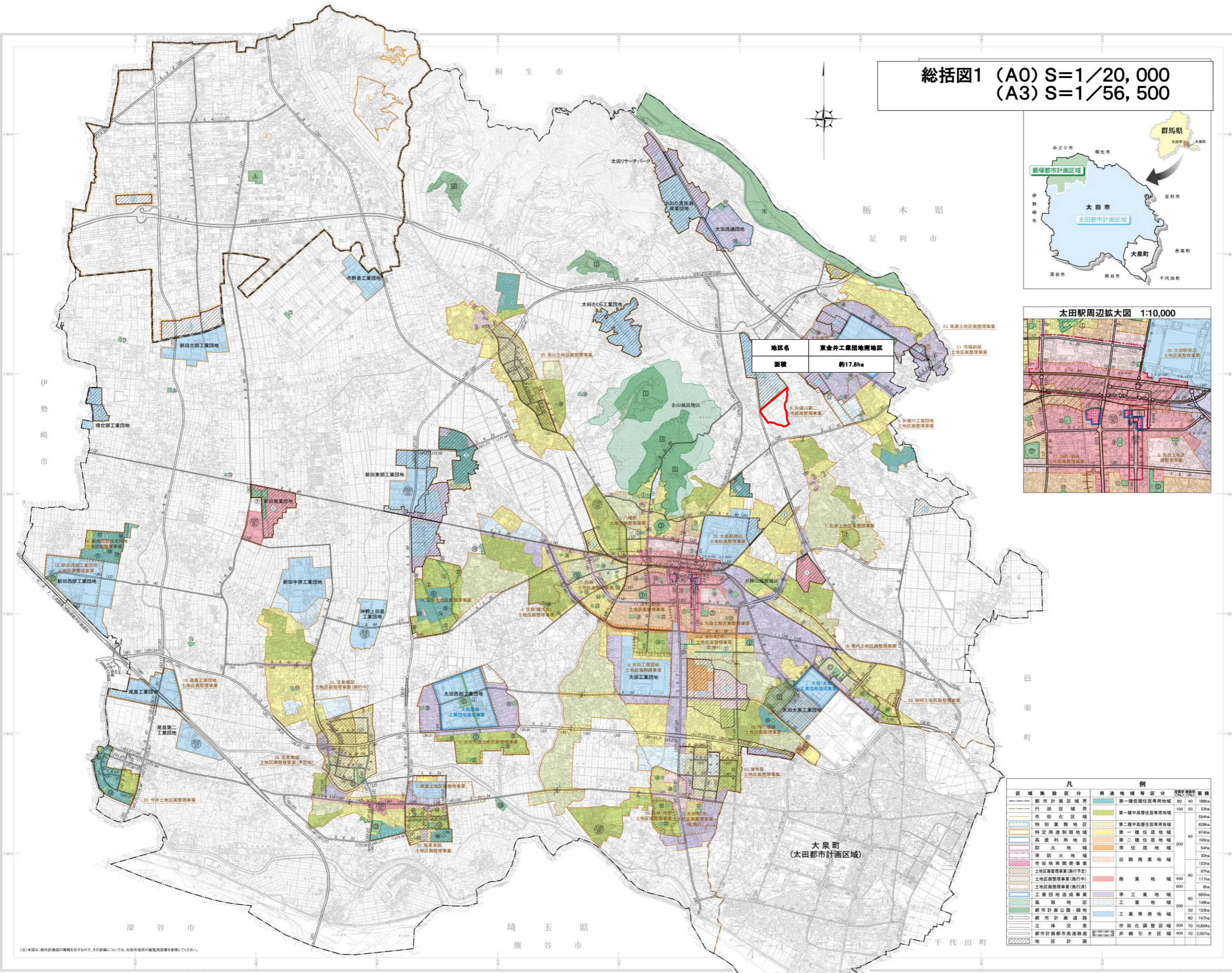
東金井工業団地南地区は、東金井工業団地に隣接しており、北関東自動車道太田桐生IC及び国道122号に近接する交通利便性の高い地区である。太田市都市計画マスタープランでは、工業機能や流通機能のさらなる集積を図る産業拠点として位置づけられている。

今回、民間事業者による工業用地造成が確実となったことから、本地区を市街化区域に編入し、用途地域を工業専用地域に指定すると同時に、地区計画を決定し、用途の混在を抑制し周辺環境と調和した良好な工業地の形成及び維持保全を図るものである。

総括図1 (A0) S=1/20,000 (A3) S=1/56,500



地区名	東金井工業団地南地区
面積	約17.8ha

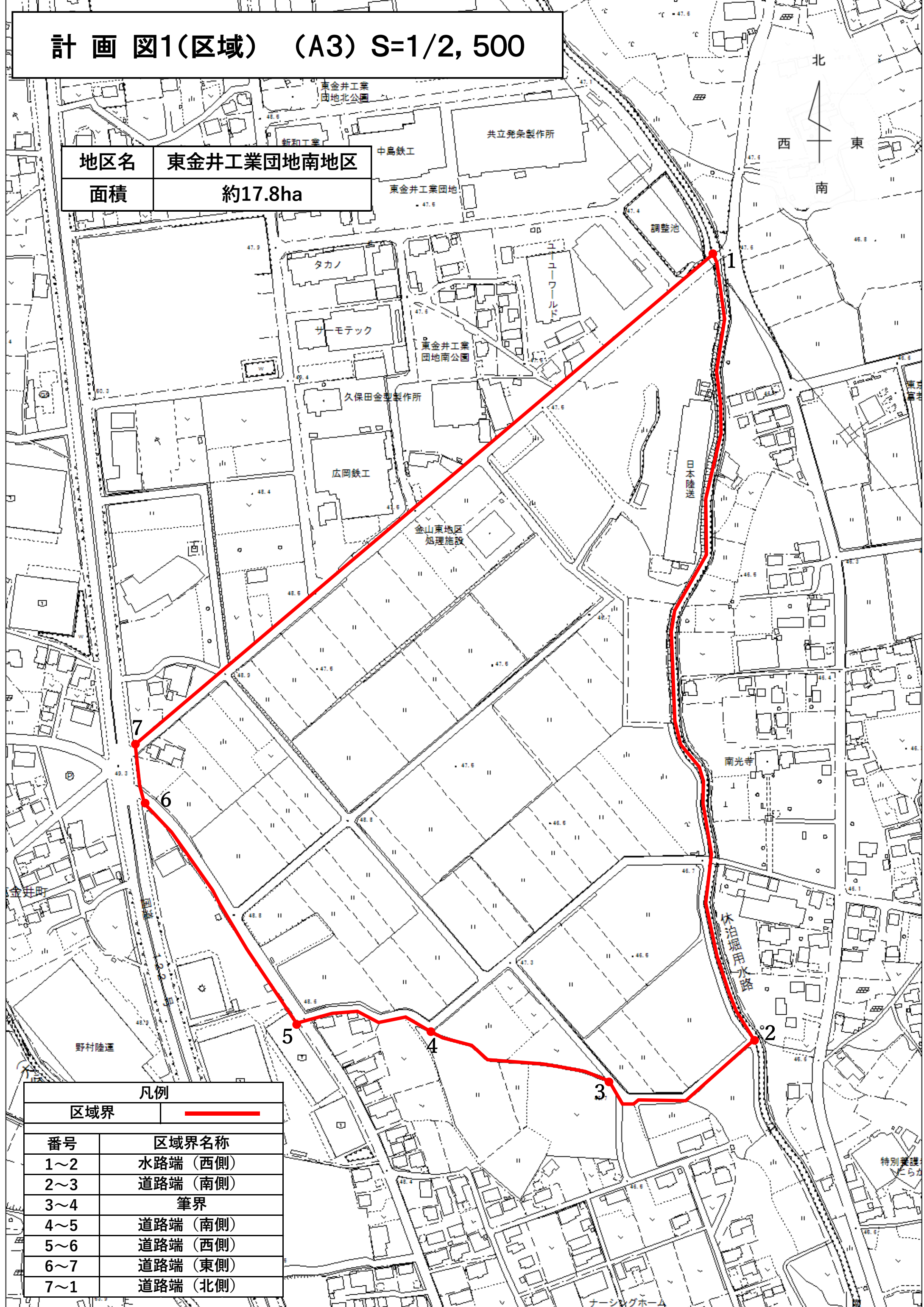


凡 例		面積
区域施設区分	用途地域等区分	(ha)
都市計画区域界	第一種低層住居専用地域	80 40 138ha
行政区域界	第一種中高層住居専用地域	100 50 33ha
市街化区域	第二種中高層住居専用地域	59ha
特別業務地区	第二種中層住居専用地域	628ha
特定用途制限地域	第一種住居地域	974ha
高度利用地区	第二種住居地域	109ha
防火地域	準住居地域	54ha
準防火地域	近隣商業地域	30ha
市街地再開発事業	商業地域	122ha
土地再開発事業(施行中)	準工業地域	67ha
土地再開発事業(施行済)	工業地域	111ha
工業団地造成事業	工業専用地域	8ha
風致地区	工業専用地域	665ha
都市計画公園・緑地	工業専用地域	148ha
都市計画道路	工業専用地域	50 133ha
立体交差	市街化調整区域	60 747ha
都市計画都市高速鉄道	市街化調整区域	200 70 10,850ha
地区計画	非誘引区域	400 70 2,097ha

(注)本図は、都市計画図の機能を示すもので、その詳細については、太田市役所の建築用図書を使用してください。

計画図1(区域) (A3) S=1/2, 500

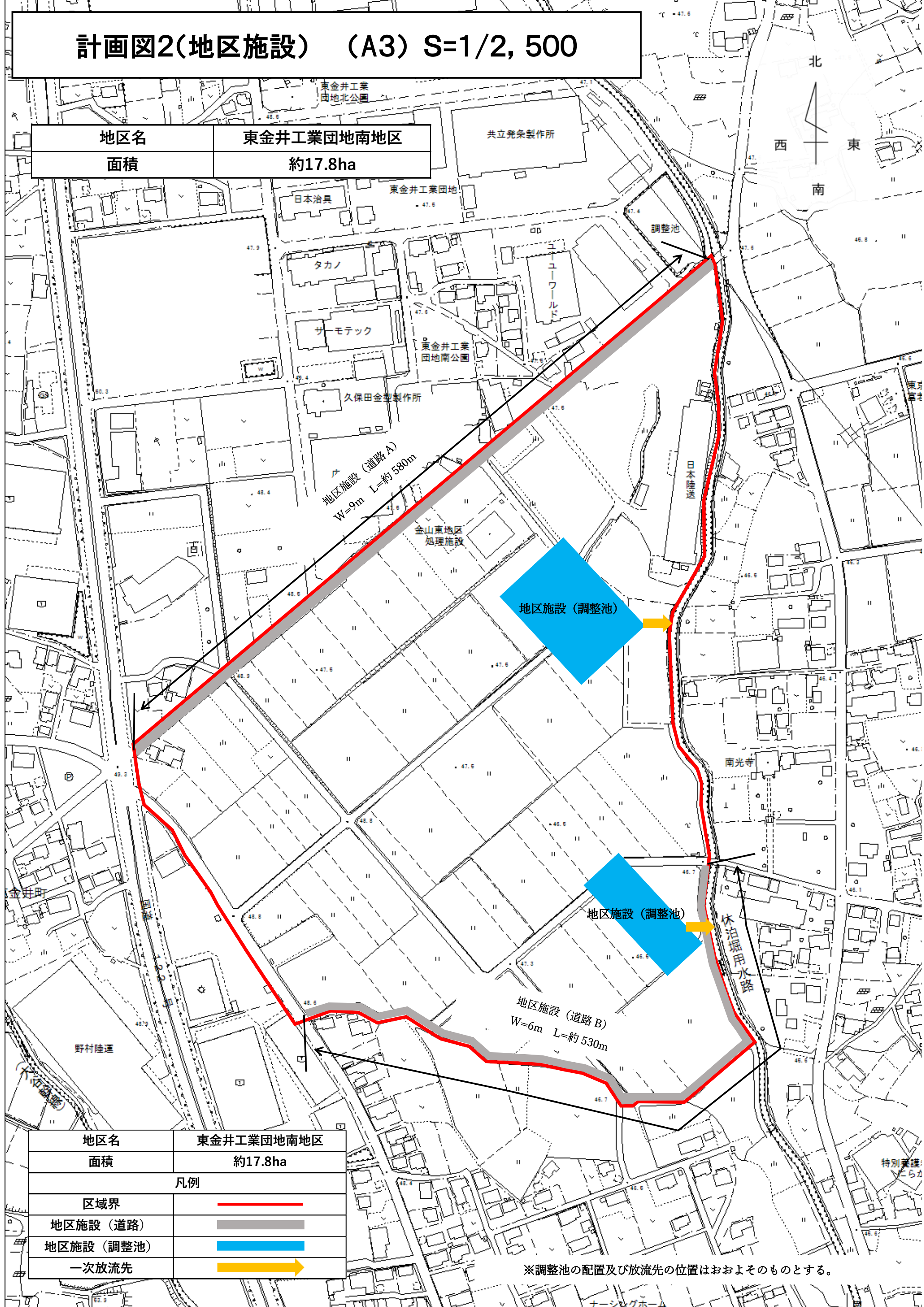
地区名	東金井工業団地南地区
面積	約17.8ha



凡例	
区域界	
番号	区域界名称
1~2	水路端 (西側)
2~3	道路端 (南側)
3~4	筆界
4~5	道路端 (南側)
5~6	道路端 (西側)
6~7	道路端 (東側)
7~1	道路端 (北側)

計画図2(地区施設) (A3) S=1/2, 500

地区名	東金井工業団地南地区
面積	約17.8ha



地区施設 (道路A)
W=9m L=約580m

地区施設 (調整池)

地区施設 (調整池)

地区施設 (道路B)
W=6m L=約530m

木沼堀用水路

地区名	東金井工業団地南地区
面積	約17.8ha
区域界	凡例
地区施設 (道路)	——
地区施設 (調整池)	■
一次放流先	→

※調整池の配置及び放流先の位置はおおよそのものとする。

太田都市計画地区計画の決定[太田市決定]

都市計画富若西地区地区計画を次のように決定する。

名称		富若西地区地区計画
位置		太田市富若町、東金井町、只上町及び東今泉町の各一部
面積		約10.1ha
地区計画の目標		本地区は太田市の北東部に位置し、北関東自動車道太田桐生ICに近接するほか、国道122号に近接しており、交通環境に恵まれた地域であるため、隣接する太田桐生IC周辺の産業団地とともに計画的に産業拠点の形成を図るべき地区である。 そこで、本市における基幹産業のさらなる発展・活性化に寄与しつつ、周辺環境とも調和した工業団地の形成を図ることを目標とする。
区域の整備、開発及び保全の方針	土地利用の方針	本地区は、IC周辺という交通優位性を活かした施設等を積極的に誘導するとともに、住環境や景観など周辺環境と調和の取れた産業拠点を目指す。
	地区施設の整備方針	本地区の健全な土地利用の増進、良好な地区環境の形成及び開発に伴う治水対策を図るため、地区内に道路、調整池を設置するとともに、個別の開発区域においても他法令に基づき緑地及び空地を適正に配置するように努める。なお、調整池については設置後、施設管理者により流出抑制機能が継続できるよう、良好な維持管理を行うものとする。
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ周辺環境との調和が図られるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度及び建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。
	その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針	工場の立地に際しては、敷地内の緑化及び緩衝帯としての緑地の設置に努める。
地区施設の配置及び規模	道路	道路A 幅員9m 延長約140m 道路B 幅員9m 延長約400m
	調整池	必要調節容量及び許容放流量、放流先の位置については、「都市計画法による市街化区域および市街化調整区域の区域区分と治水事業との調整措置等に関する方針について（昭和45年1月8日局長通達）」に則り協議した結果に基づくものとする。
地区整備計画	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物を建築してはならない。 (1)カラオケボックスその他これに類するもの (2)神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3)老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (4)自動車教習所 (5)廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項に規定する一般廃棄物又は第4項に規定する産業廃棄物の処理施設(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理に供するものを除く。) (6)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第6項から第11項まで及び第13項のいずれかに規定する営業の用に供するもの(前各号及び建築基準法別表第2(わ)項に規定されるものを除く。)
	敷地面積の最低限度	1,000㎡ (ただし、公共の用に供するものについては、この限りでない。)
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱等の面から道路境界線又は隣地、緑地若しくは水路、調整池の境界線(以下「道路境界線等」という。)までの距離は、次に掲げる数値とする。(隅切り部分を除く。) (1)計画図に示す道路境界線等については5m以上 (2)(1)以外については1m以上

建築物等の高さの 最高限度	31m
建築物等の形態 又は色彩その他の 意匠の制限	建築物等の屋根・外壁等及び広告物は、美観を損なうような色彩、装飾を避け、周囲との調和を図るよう努めるものとする。

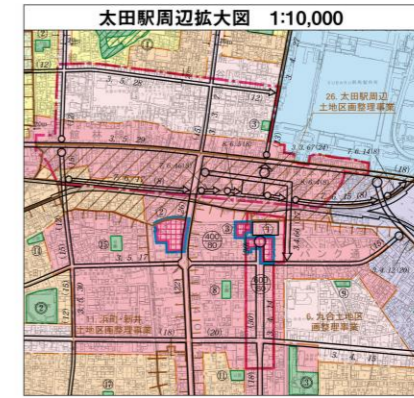
「区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

理由

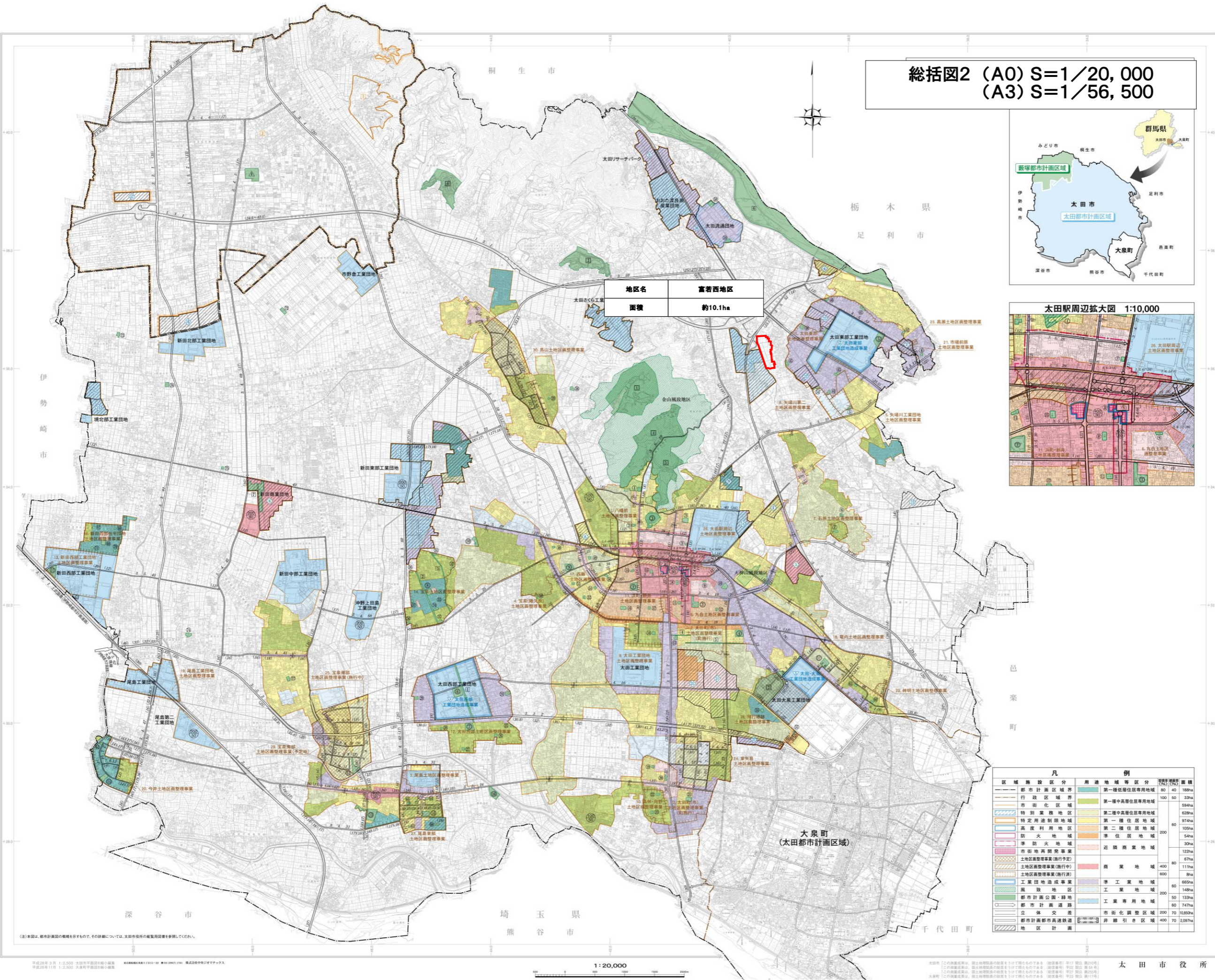
富若西地区は、北関東自動車道太田桐生IC及び国道122号に近接する交通利便性の高い地区である。太田市都市計画マスタープランでは、工業機能や流通機能のさらなる集積を図る産業拠点として位置づけられている。

今回、民間事業者による工業用地造成が確実となったことから、本地区を市街化区域に編入し、用途地域を工業専用地域に指定すると同時に、地区計画を決定し、用途の混在を抑制し周辺環境と調和した良好な工業地の形成及び維持保全を図るものである。

総括図2 (A0) S=1/20,000 (A3) S=1/56,500



地区名	富若西地区
面積	約10.1ha



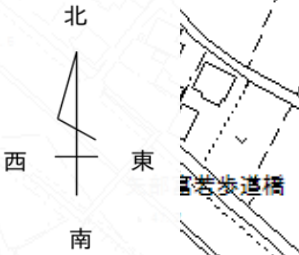
凡	例	面積
区域施設区分	用途地域等区分	
都市計画区域界	第一種低層住居専用地域	180 40 138ha
行政区域界	第一種中高層住居専用地域	100 50 53ha
市街化区域	第二種中高層住居専用地域	55ha
特別業務地区	第二種中層住居専用地域	628ha
特定用途規制地域	第一種住居地域	974ha
高度利用地区	第二種住居地域	109ha
防火地域	準住居地域	54ha
準防火地域	近隣商業地域	30ha
準市街地再開発事業	商業地域	122ha
土地再開発事業(施行予定)	工業用地	67ha
土地再開発事業(施行中)	準工業地域	400 80 111ha
土地再開発事業(施行済)	工業地域	8ha
工業団地造成事業	工業専用地域	665ha
風致地区	工業地域	200 148ha
都市計画公園・緑地	工業専用地域	50 133ha
都市計画道路	市街化調整区域	60 747ha
立体交差	都市計画都市高速鉄道	200 70 10,850ha
地区計画	非線引き区域	400 70 2,097ha

(注)本図は、都市計画図の機能を示すもので、その詳細については、大田市役所の建築課を参照してください。

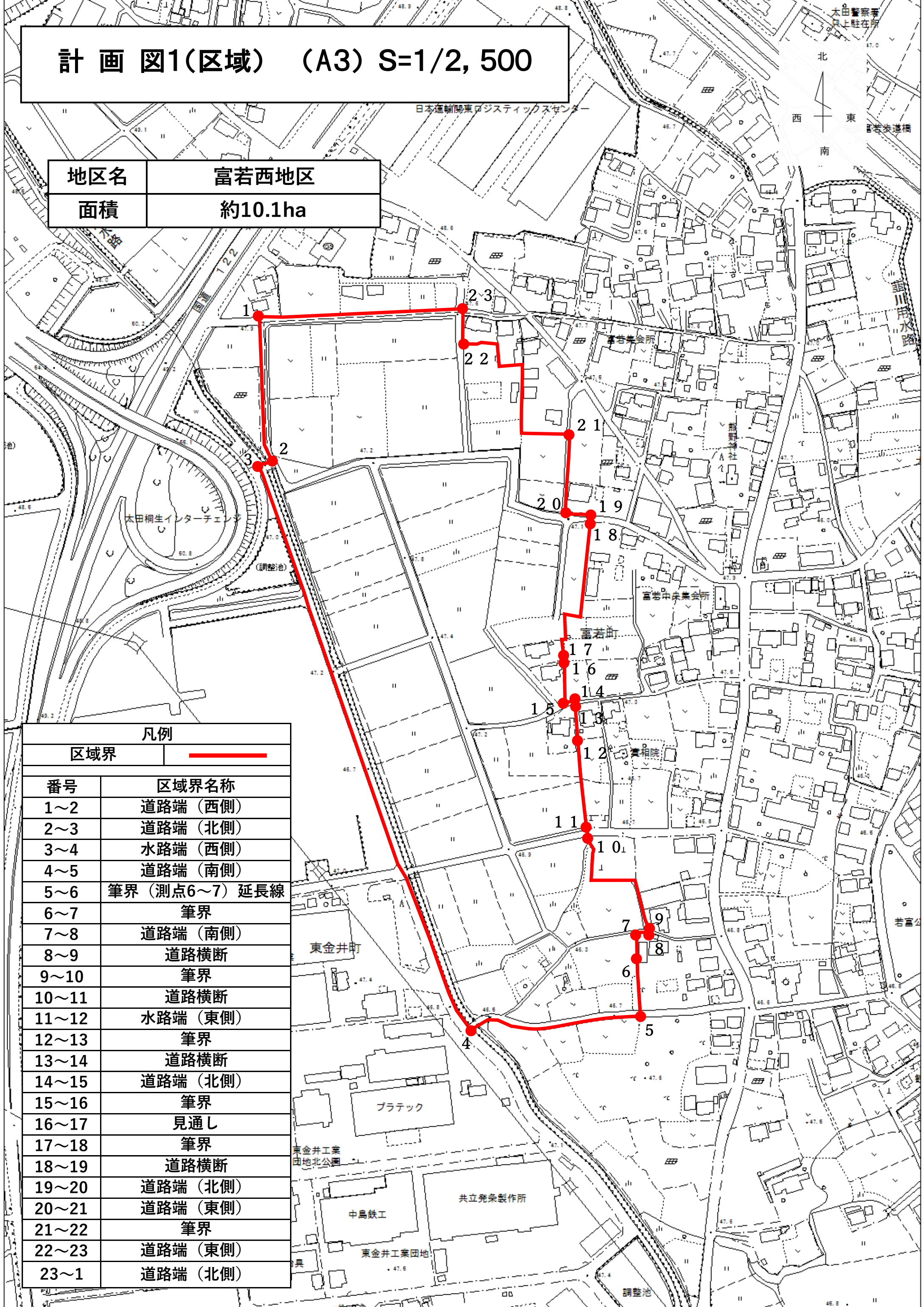
計画図1(区域) (A3) S=1/2, 500

日本運輸関東ロジスティクスセンター

大田警察署
以上駐在所



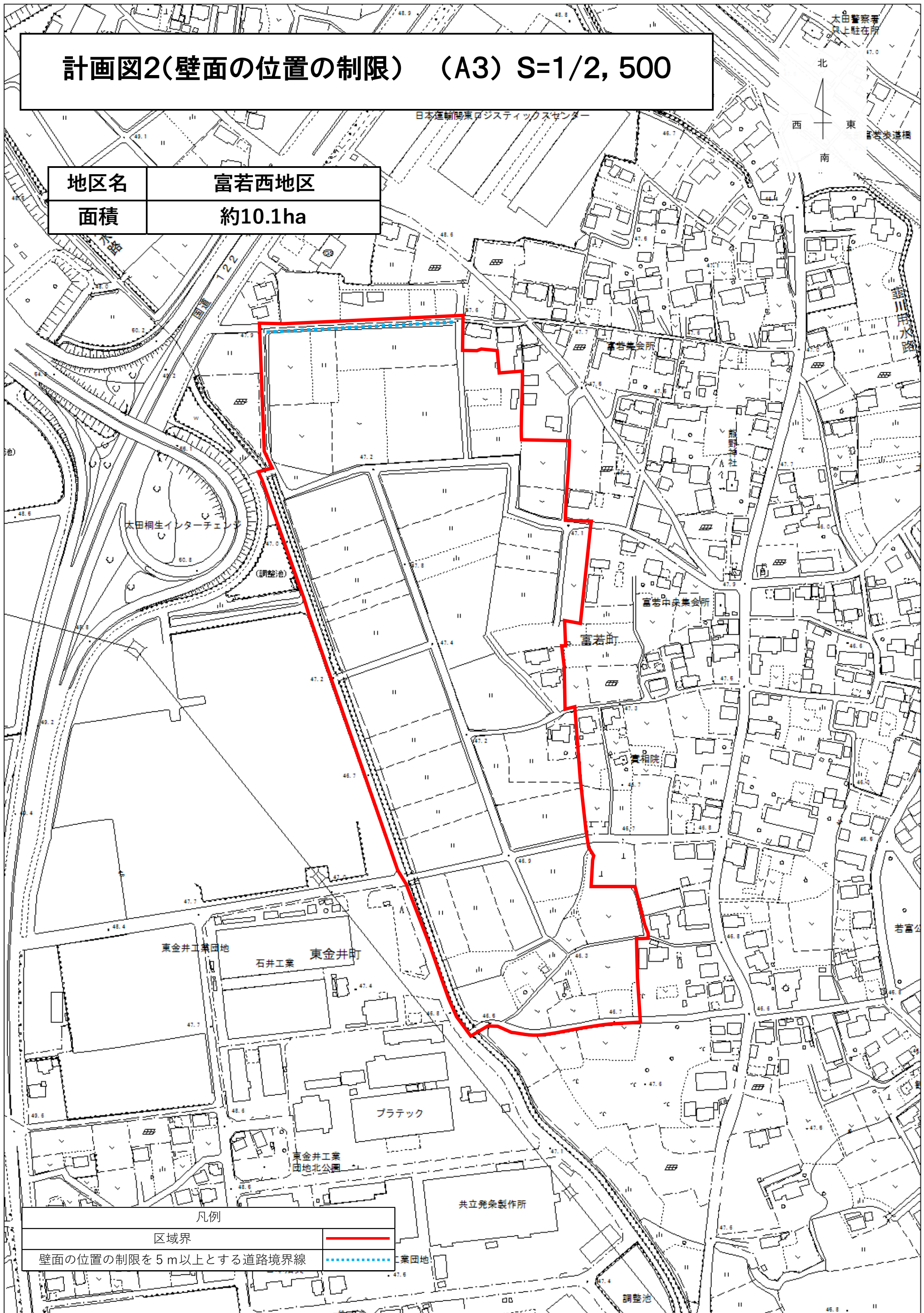
地区名	富若西地区
面積	約10.1ha



凡例	
区域界	
番号	区域界名称
1~2	道路端 (西側)
2~3	道路端 (北側)
3~4	水路端 (西側)
4~5	道路端 (南側)
5~6	筆界 (測点6~7) 延長線
6~7	筆界
7~8	道路端 (南側)
8~9	道路横断
9~10	筆界
10~11	道路横断
11~12	水路端 (東側)
12~13	筆界
13~14	道路横断
14~15	道路端 (北側)
15~16	筆界
16~17	見通し
17~18	筆界
18~19	道路横断
19~20	道路端 (北側)
20~21	道路端 (東側)
21~22	筆界
22~23	道路端 (東側)
23~1	道路端 (北側)

計画図2(壁面の位置の制限) (A3) S=1/2, 500

地区名	富若西地区
面積	約10.1ha

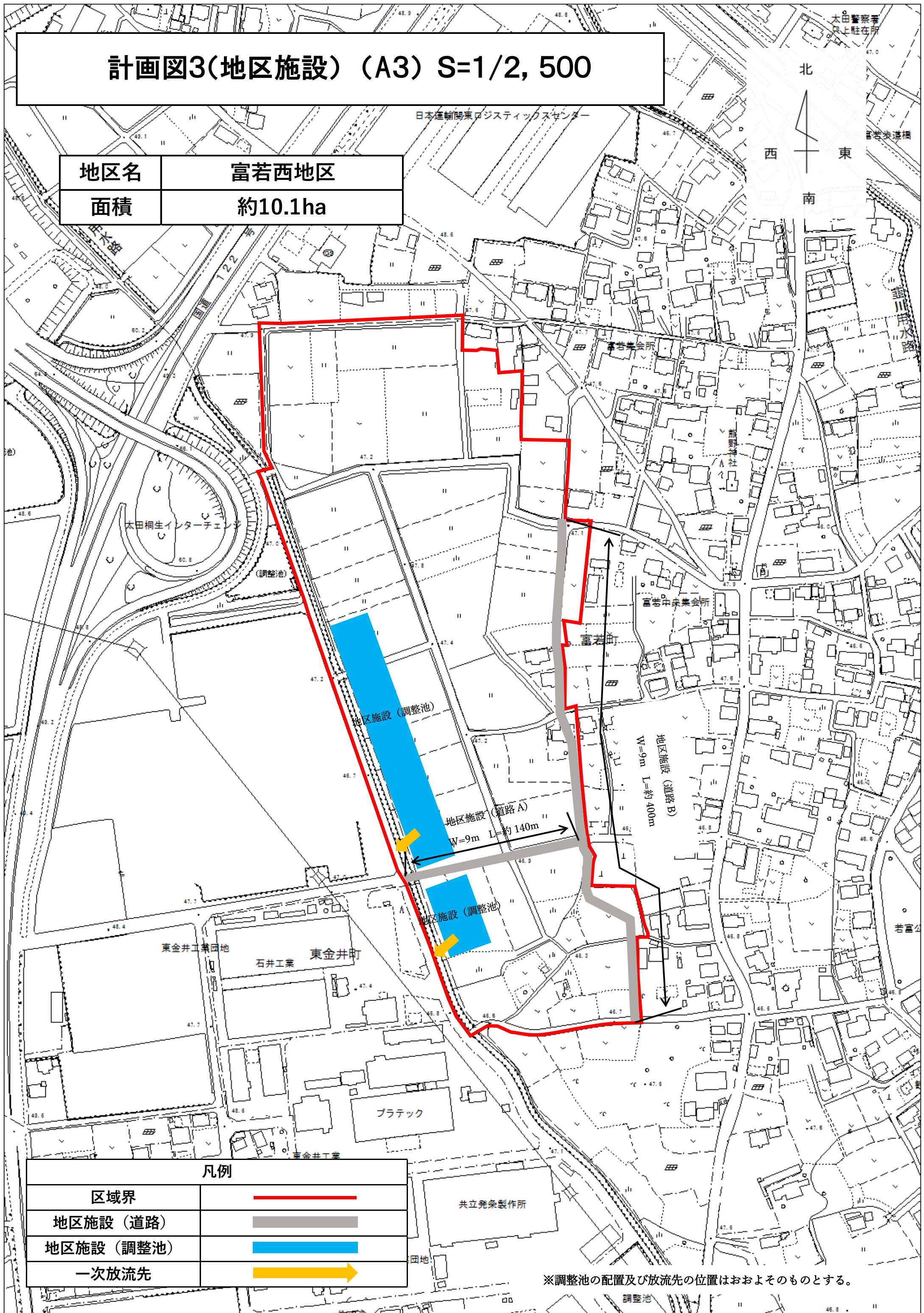


凡例

区域界	
壁面の位置の制限を5m以上とする道路境界線	

計画図3(地区施設) (A3) S=1/2, 500

地区名	富若西地区
面積	約10.1ha



地区施設 (調整池)

地区施設 (道路 A)
W=9m L=約140m

地区施設 (道路 B)
W=9m L=約400m

地区施設 (調整池)

凡例	
区域界	
地区施設 (道路)	
地区施設 (調整池)	
一次放流先	

※調整池の配置及び放流先の位置はおおよそのものとする。

太田都市計画地区計画の変更[太田市決定]

都市計画新田東部工業団地第二地区地区計画を次のように変更する。

名 称		新田東部工業団地第二地区地区計画
位 置		太田市脇屋町及び新田小金井町の各一部
面 積		約28.5ha
地区計画の目標		<p>本地区は太田市の中央部に位置する新田東部工業団地に隣接しており、当該工業団地を中心に工業的土地利用が図られている。南側には東西に主要地方道前橋館林線が通り、南北には太田スマートICから一般国道354号までを結ぶ都市計画道路太田北部幹線及び太田西部幹線が計画され、工業的土地利用を図る上での交通環境は良好であり、産業拠点としてさらに発展するポテンシャルを持った地区である。</p> <p>そこで、地区計画の策定により、産業拠点としてふさわしい良好な工業環境の創出と保全、及び周辺環境とも調和した魅力と活気あふれる工業団地の形成を図ることを目標とする。</p>
区域の整備、開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>本地区は、健全かつ合理的な工業的土地利用により、周辺環境とも調和の取れた新たな工業用地として地域産業発展に寄与する企業及び施設等の誘導、集積を図る。</p> <p>(1) 建築物等の用途は工業用地としての地区の特性及び周辺住環境への配慮の観点から用途の混在化を防止し、その他建築物等に関する規制を行い、地区内及び周辺住環境との調和に配慮した土地利用を図る。</p> <p>(2) 周辺住宅地の住環境に配慮し、地区内の住宅地に隣接する部分には道路及び公園を設置することで、工業環境及び住環境との調和を図る。</p>
	地区施設の整備方針	<p>本地区の健全な土地利用の増進と良好な地区環境の形成を図るため、地区内に道路、調整池、公園、緑地を配置し、個別の開発区域内においても、他法令等に基づき、緑地及び空地等を適正に配置するよう努める。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ周辺環境との調和が図られるよう、建築物等の用途の制限、建築物の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を定める。</p>
地区施設の配置及び規模	道路	<p>道路A 幅員9m 延長約530m 道路B 幅員9m 延長約150m 道路C 幅員9m 延長約900m 道路D 幅員10m 延長約190m 道路E 幅員9m 延長約310m</p>
	公園	1箇所 約0.3ha
	調整池	<p>必要調節容量及び許容放流量、放流先の位置については、「都市計画法による市街化区域および市街化調整区域の区域区分と治水事業との調整措置等に関する方針について（昭和45年1月8日局長通達）」に則り協議した結果に基づくものとする。</p>
	緩衝緑地	幅員3.5m 延長約140m

地区の区分	名称	A地区 (用途：工業専用地域)	B地区 (用途：工業専用地域)	C地区 (用途：工業専用地域)
	面積	約18.4ha	約5.2ha	約4.9ha
地区整備計画	建築物等の制限	次に掲げる建築物を建築してはならない。 (1)カラオケボックスその他これに類するもの (2)神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3)老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (4)自動車教習所 (5)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第6項から第11項まで及び第13項のいずれかに規定する営業の用に供するもの（前各号及び建築基準法別表第2（わ）項に規定されるものを除く。）	次に掲げる建築物を建築してはならない。 (1)A地区で建築できないもの (2)店舗・飲食店その他これらに類するもの (3)公衆浴場、診療所、保育所（就業者の福利厚生のための附帯施設として設けるものは除く。） (4)床面積の合計が十五平方メートルを超える畜舎 (5)建築基準法施行令第130条の6で定める第2種中高層住居専用地域内に建築することができる工場 (6)一般廃棄物又は産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理に供するものを除く。）	
	敷地面積の最低限度	1,000㎡ (ただし、公共の用に供するものについては、この限りでない。)		
	壁面の位置の制限	建築物の壁面又はこれに代わる柱等の面から道路境界線又は隣地、緑地若しくは水路、調整池（以下「隣地等」という。）の境界線までの距離を1m以上離して建築しなければならない。（隅切り部分を除く。）	建築物の壁面又はこれに代わる柱等の面から道路境界線又は隣地、緑地若しくは水路、調整池（以下「隣地等」という。）の境界線までの距離は、次に掲げる数値とする。（隅切り部分を除く。） (1)道路境界線については5m以上 (2)隣地等境界線については1m以上	建築物の壁面又はこれに代わる柱等の面から道路境界線又は隣地、緑地若しくは水路、調整池（以下「隣地等」という。）の境界線までの距離は、次に掲げる数値とする。（隅切り部分を除く。） (1)道路境界線については3m以上 (2)隣地等境界線については1m以上
	建築物等の高さの最高限度	31m以下とする。ただし、建築物の高さの算定に当たっては、階段室、昇降機塔、装飾塔、屋窓その他これらに類する建築物は、当該建築物の高さに算入するものとする。		
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物等の屋根・外壁等及び広告物は、美観を損なうような色彩、装飾を避け、周囲との調和を図るよう努めるものとする。		
土地利用に関する事項	工場等の立地に際しては、敷地内の緑化に努めるとともに、必要に応じて緩衝帯としての緑地の設置にも努める。			

「区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

理由

新田東部工業団地第二地区は、新田東部工業団地に隣接しており、工業的土地利用が集積している地域に位置している。太田市都市計画マスタープランでは、既存の工業集積を活かし、生産性の高い工業拠点機能の強化、育成を図る産業拠点として位置づけられている。

今回、隣接地について、民間事業者による工業用地造成が確実となったことから、市街化区域に編入し、用途地域を工業専用地域に指定すると同時に、地区計画の区域を拡張するとともに、周辺に住宅が存在しない一部の地区について、建築物の用途制限及び壁面線の後退距離の緩和を行うことで、産業拠点としてのさらなる発展を目指すものである。また、地区整備計画の内容について、用途地域や屋外広告物条例等の制限と重複する制限を削除するなどの見直しを行う。

太田都市計画地区計画の変更（太田市決定） 【参考】 新旧対照表

変更後			変更前		
都市計画新田東部工業団地第二地区地区計画を次のように変更する。			都市計画新田東部工業団地第二地区地区計画を次のように決定する。		
名称	新田東部工業団地第二地区地区計画		名称	新田東部工業団地第二地区地区計画	
位置	太田市脇屋町及び新田小金井町の各一部		位置	太田市脇屋町及び新田小金井町の各一部	
規模	約28.5ha		規模	約19.5ha	
地区計画の目標	<p>本地区は太田市の中央部に位置する新田東部工業団地に隣接しており、当該工業団地を中心に工業的土地利用が図られている。南側には東西に主要地方道前橋館林線が通り、南北には太田強戸スマートICから一般国道354号までを結ぶ都市計画道路太田北部幹線及び太田西部幹線が計画され、工業的土地利用を図る上での交通環境は良好であり、産業拠点としてさらに発展するポテンシャルを持った地区である。</p> <p>そこで、地区計画の策定により、産業拠点としてふさわしい良好な工業環境の創出と保全、及び周辺環境とも調和した魅力と活気あふれる工業団地の形成を図ることを目標とする。</p>		地区計画の目標	<p>本地区は太田市の中央部に位置する新田東部工業団地に隣接しており、当該工業団地を中心に工業的土地利用が図られている。南側には東西に主要地方道前橋館林線が通り、南北には（仮称）太田スマートICから一般国道354号までを結ぶ都市計画道路太田北部幹線及び太田西部幹線が計画され、工業的土地利用を図る上での交通環境は良好であり、産業拠点としてさらに発展するポテンシャルを持った地区である。</p> <p>そこで、地区計画の策定により、産業拠点としてふさわしい良好な工業環境の創出と保全、及び周辺環境とも調和した魅力と活気あふれる工業団地の形成を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>本地区は、健全かつ合理的な工業的土地利用により、周辺環境とも調和の取れた新たな工業用地として地域産業発展に寄与する企業及び施設等の誘導、集積を図る。</p> <p>(1) 建築物等の用途は工業用地としての地区の特性及び周辺住環境への配慮の観点から用途の混在化を防止し、その他建築物等に関する規制を行い、地区内及び周辺住環境との調和に配慮した土地利用を図る。</p> <p>(2) 周辺住宅地の住環境に配慮し、地区内の住宅地に隣接する部分には道路及び公園を設置することで、工業環境及び住環境との調和を図る。</p>	土地利用の方針	<p>本地区は、健全かつ合理的な工業的土地利用により、周辺環境とも調和の取れた新たな工業用地として地域産業発展に寄与する企業及び施設等の誘導、集積を図る。</p> <p>(1) 建築物等の用途は工業用地としての地区の特性及び周辺住環境への配慮の観点から用途の混在化を防止し、その他建築物等に関する規制を行い、地区内及び周辺住環境との調和に配慮した土地利用を図る。</p> <p>(2) 周辺住宅地の住環境に配慮し、地区内の住宅地に隣接する部分には道路及び公園を設置することで、工業環境及び住環境との調和を図る。</p>	
	地区施設の整備の方針	<p>本地区の健全な土地利用の増進と良好な地区環境の形成を図るため、地区内に道路、調整池、公園、緑地を配置し、個別の開発区域内においても、他法令等に基づき、緑地及び空地等を適正に配置するよう努める。</p>	地区施設の整備の方針	<p>本地区の健全な土地利用の増進と良好な地区環境の形成を図るため、地区内に道路、調整池、公園、緑地を配置し、個別の開発区域内においても、他法令等に基づき、緑地及び空地等を適正に配置するよう努める。</p>	
	建築物等の整備の方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ周辺環境との調和が図られるよう、建築物等の用途の制限、建築物の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を定める。</p>	建築物等の整備の方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ周辺環境との調和が図られるよう、建築物等の用途の制限、建築物の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を定める。</p>	
地区	地区施設の配置及び規模	道路	(削除)	道路	<p>道路A 幅員9m 延長約430m</p> <p>道路B 幅員9m 延長約300m</p> <p>道路C 幅員9m 延長約150m</p> <p>道路D 幅員9m 延長約900m</p> <p>道路E 幅員10m 延長約190m</p> <p>道路F 幅員9m 延長約310m</p>
		公園	1箇所 約0.3ha	公園	1箇所 約0.3ha
	調整池	調整池	必要調節容量及び許容放流量、放流先の位置については、「都市計画法による市街化区域および市街化調整区域の区域区分と治水事業との調整措置等に関する方針について（昭和45年1月8日局長通達）」に則り協議した結果に基づくものとする。	調整池	2箇所 約1.5ha
		(削除)	(削除)	緑地	1箇所 約0.3ha
		緩衝緑地	幅員3.5m 延長約140m	緩衝緑地	幅員3.5m 延長約140m

整備計画	地区の区分				
	地区の名称	A地区 (用途：工業専用地域)	B地区 (用途：工業専用地域)	C地区 (用途：工業専用地域)	
	地区の面積	約18.4ha	約5.2ha	約4.9ha	
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物を建築してはならない。 (1)カラオケボックスその他これに類するもの (2)神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3)老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (4)自動車教習所 (5)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第6項から第11項まで及び第13項のいずれかに規定する営業の用に供するもの（前各号及び建築基準法別表第2（わ）項に規定されるものを除く。）	次に掲げる建築物を建築してはならない。 (1)A地区で建築できないもの (2)店舗・飲食店その他これらに類するもの (3)公衆浴場、診療所、保育所（就業者の福利厚生のための附帯施設として設けるものは除く。） (4)床面積の合計が十五平方メートルを超える畜舎 (5)建築基準法施行令第130条の6で定める第2種中高層住居専用地域内に建築することができる工場 (6)一般廃棄物又は産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみ処理に供するものを除く。）		
	(削除)	(削除)	(削除)		
	(削除)	(削除)	(削除)		
	建築物の敷地面積の最低限度	1,000㎡ (ただし、公共の用に供するものについては、この限りでない。)			
	壁面の位置の制限	建築物の壁面又はこれに代わる柱等の面から道路境界線又は隣地、緑地若しくは水路、調整池（以下「隣地等」という。）の境界線までの距離は、 <u>1m以上とする。（隅切り部分を除く。）</u>	建築物の壁面又はこれに代わる柱等の面から道路境界線又は隣地、緑地若しくは水路、調整池（以下「隣地等」という。）の境界線までの距離は、次に掲げる数値とする。（隅切り部分を除く。） (1)道路境界線については5m以上 (2)隣地等境界線については1m以上	建築物の壁面又はこれに代わる柱等の面から道路境界線又は隣地、緑地若しくは水路、調整池（以下「隣地等」という。）の境界線までの距離は、次に掲げる数値とする。（隅切り部分を除く。） (1)道路境界線については3m以上 (2)隣地等境界線については1m以上	
	建築物等の高さの最高限度	31m以下とする。ただし、建築物の高さの算定に当たっては、階段室、昇降機塔、装飾塔、屋窓その他これらに類する建築物は、当該建築物の高さに算入するものとする。			
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物等の屋根・外壁等及び広告物は、美観を損なうような色彩、装飾を避け、周囲との調和を図るよう努めるものとする。（削除）				
土地利用に関する事項	工場等の立地に際しては、敷地内の緑化に努めるとともに、必要に応じて緩衝帯としての緑地の設置にも努める。				
「区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」					

整備計画	地区の区分				
	地区の名称	A地区 (用途：工業専用地域)	B地区 (用途：工業専用地域)	C地区 (用途：工業専用地域)	
	地区の面積	約9.4ha	約5.2ha	約4.9ha	
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物を建築してはならない。 (1)店舗・飲食店その他これらに類するもの (2)カラオケボックスその他これに類するもの (3)神社、寺院、教会その他これらに類するもの (4)公衆浴場、診療所、保育所（就業者の福利厚生のための附帯施設として設けるものは除く。） (5)老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (6)自動車教習所 (7)床面積の合計が十五平方メートルを超える畜舎 (8)建築基準法施行令第130条の6で定める第2種中高層住居専用地域内に建築することができる工場 (9)一般廃棄物又は産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみ処理に供するものを除く。）			
	容積率の最高限度	200%			
	建ぺい率の最高限度	60%			
	建築物の敷地面積の最低限度	1,000㎡ (ただし、公共の用に供するものについては、この限りでない。)			
	壁面の位置の制限	建築物の壁面又はこれに代わる柱等の面から道路境界線又は隣地、緑地若しくは水路、調整池（以下「隣地等」という。）の境界線までの距離は、次に掲げる数値とする。 (1)道路境界線については3m以上 (2)隣地等境界線については1m以上	建築物の壁面又はこれに代わる柱等の面から道路境界線又は隣地、緑地若しくは水路、調整池（以下「隣地等」という。）の境界線までの距離は、次に掲げる数値とする。 (1)道路境界線については5m以上 (2)隣地等境界線については1m以上	建築物の壁面又はこれに代わる柱等の面から道路境界線又は隣地、緑地若しくは水路、調整池（以下「隣地等」という。）の境界線までの距離は、次に掲げる数値とする。 (1)道路境界線については5m以上 (2)隣地等境界線については1m以上	建築物の壁面又はこれに代わる柱等の面から道路境界線又は隣地、緑地若しくは水路、調整池（以下「隣地等」という。）の境界線までの距離は、次に掲げる数値とする。 (1)道路境界線については3m以上 (2)隣地等境界線については1m以上
	建築物等の高さの最高限度	31m以下とする。ただし、建築物の高さの算定に当たっては、階段室、昇降機塔、装飾塔、屋窓その他これらに類する建築物は、当該建築物の高さに算入するものとする。			
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物等の屋根や外壁等及び広告物の色彩は、美観を損なうような色彩は避け周囲との調和を損なわないものとする。また壁面広告物については、表示される建築物の高さを超えないものとする。				
土地利用に関する事項	工場等の立地に際しては、敷地内の緑化に努めるとともに、必要に応じて緩衝帯としての緑地の設置にも努める。				
「区域は計画図表示のとおり」					

総括図3 (A0) S=1/20,000 (A3) S=1/56,500

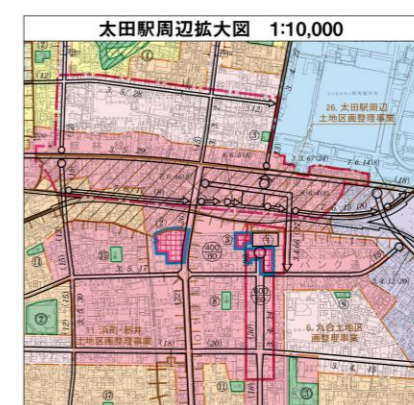
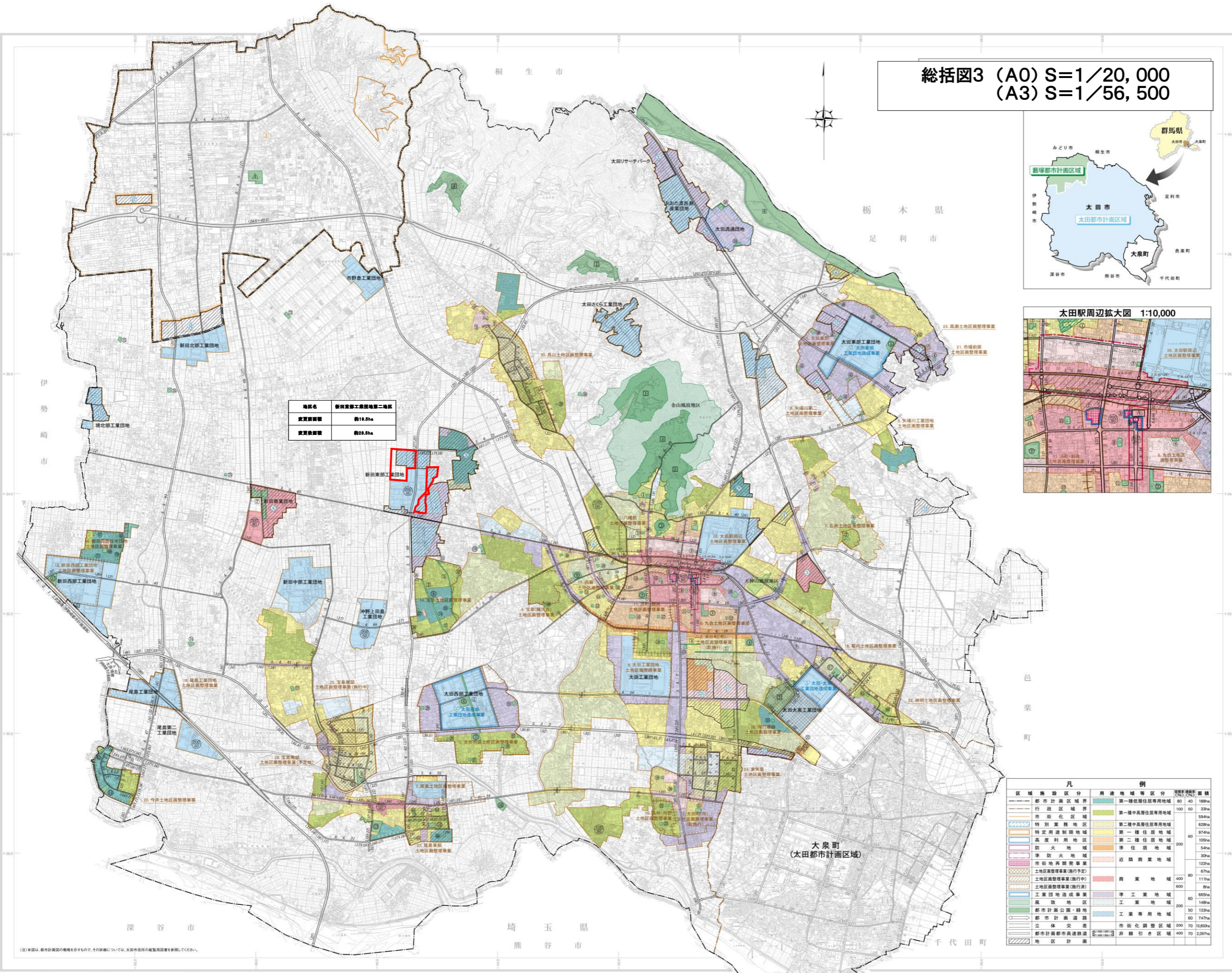


Table with multiple columns containing technical specifications, codes, and symbols for the urban planning map.

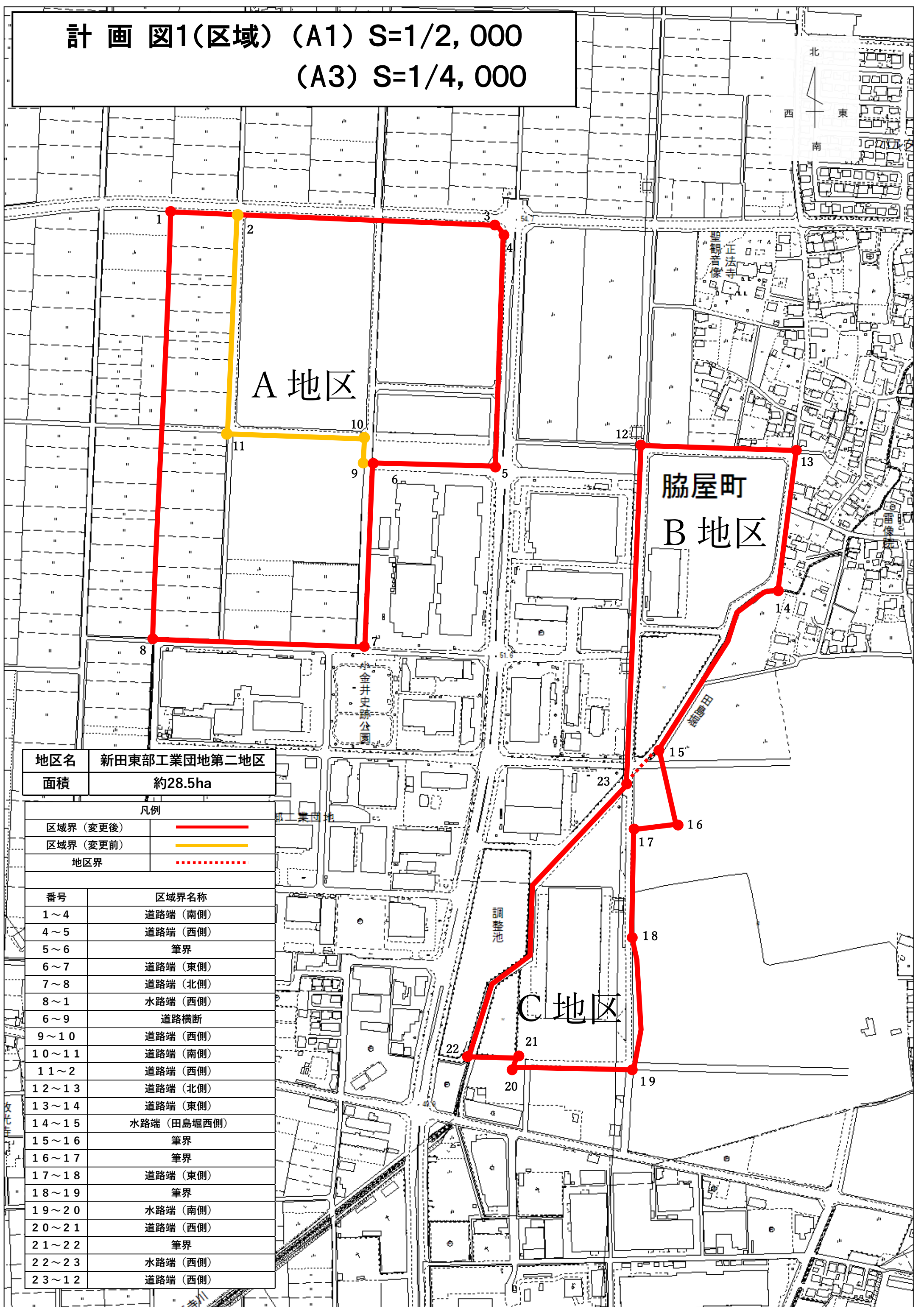
地区名	新田東部工業団地第二地区
変更前面積	約18.8ha
変更後面積	約22.8ha



凡		例	
区域施設区分	都市計画区域界	用途地域等区分	第一種低層住居専用地域
行政区境界	市街化区域		第一種中高層住居専用地域
特別業務地区	特定用途制限地域		第二種中高層住居専用地域
高度利用地区	防火地域		第一種住居地域
準防火地域	準防火地域		第二種住居地域
市街地再開発事業	土地整理事業(施行中)		準住居地域
土地整理事業(施行中)	工業団地造成事業		近隣商業地域
土地整理事業(施行済)	風致地区		商業地域
都市計画公園・緑地	都市計画道路		準工業地域
立体交差	都市計画都市高速鉄道		工業地域
地区計画			工業専用地域
			市街化調整区域
			非線引き区域

〔注〕本図は、都市計画図の概略を示すもので、その詳細については、大田市役所の建築図書を参照してください。

計 画 図1(区域) (A1) S=1/2, 000
(A3) S=1/4, 000

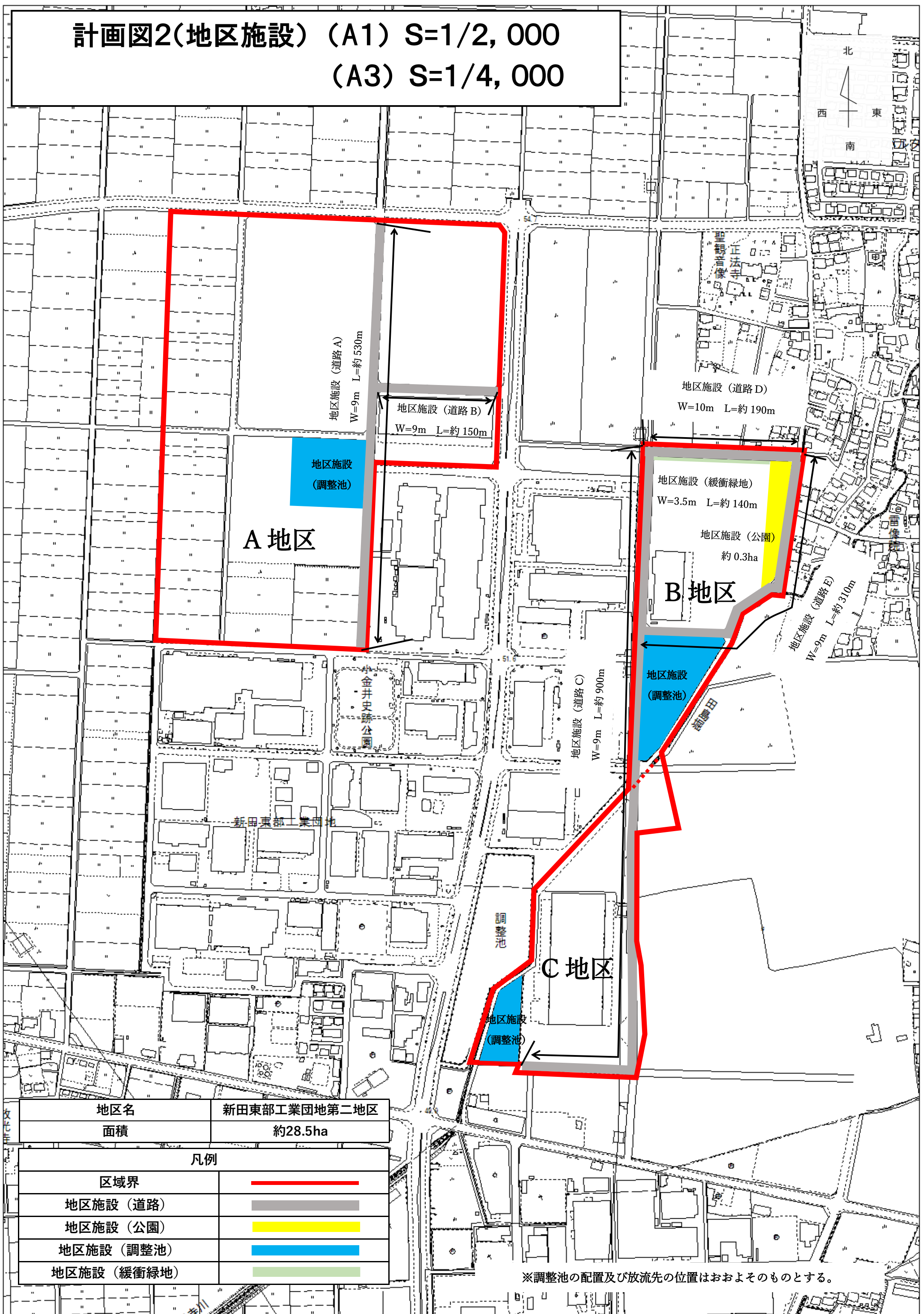


地区名	新田東部工業団地第二地区
面積	約28.5ha

凡例	
区域界 (変更後)	——— (Red Solid Line)
区域界 (変更前)	——— (Yellow Solid Line)
地区界 (Red Dotted Line)

番号	区域界名称
1~4	道路端 (南側)
4~5	道路端 (西側)
5~6	筆界
6~7	道路端 (東側)
7~8	道路端 (北側)
8~1	水路端 (西側)
6~9	道路横断
9~10	道路端 (西側)
10~11	道路端 (南側)
11~2	道路端 (西側)
12~13	道路端 (北側)
13~14	道路端 (東側)
14~15	水路端 (田島堀西側)
15~16	筆界
16~17	筆界
17~18	道路端 (東側)
18~19	筆界
19~20	水路端 (南側)
20~21	道路端 (西側)
21~22	筆界
22~23	水路端 (西側)
23~12	道路端 (西側)

計画図2(地区施設) (A1) S=1/2, 000
(A3) S=1/4, 000



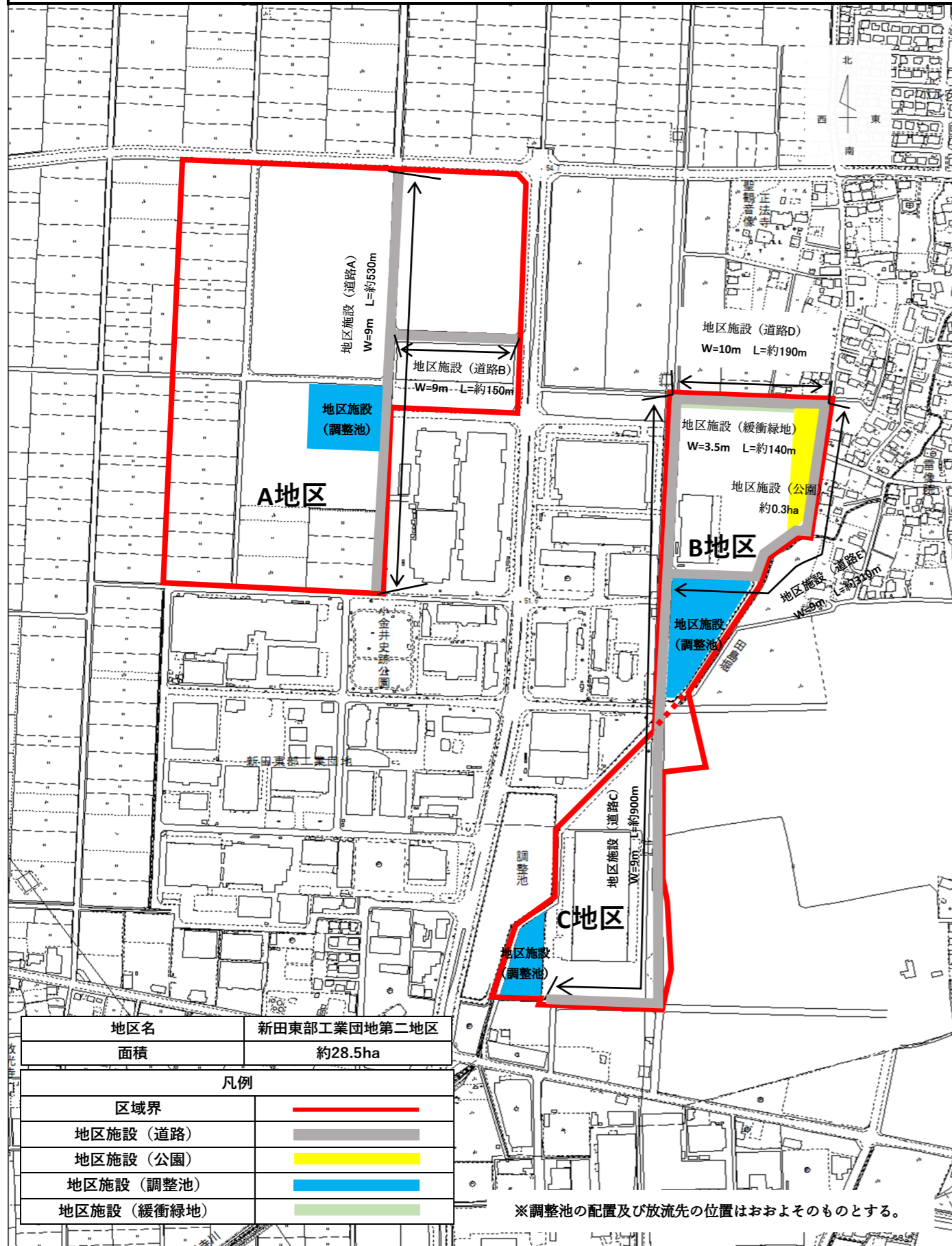
地区名	新田東部工業団地第二地区
面積	約28.5ha

凡例	
区域界	
地区施設 (道路)	
地区施設 (公園)	
地区施設 (調整池)	
地区施設 (緩衝緑地)	

※調整池の配置及び放流先の位置はおおよそのものとする。

【参考】新旧対照図（地区施設）

変更後



【参考】新旧対照図（地区施設）

変更前

